

療育センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第39号

療育センター条例施行規則の一部を改正する規則

療育センター条例施行規則（昭和51年岩手県規則第60号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																
<p>(定員)</p> <p>第2条 岩手県立療育センター（以下「センター」という。） の定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>施設の種別</th><th>定員</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>医療型児童発達支援センター</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table>	施設の種別	定員	[略]		医療型児童発達支援センター	[略]	[略]		<p>(定員)</p> <p>第2条 岩手県立療育センター（以下「センター」という。） の定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>施設の種別</th><th>定員</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>児童発達支援センター</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table>	施設の種別	定員	[略]		児童発達支援センター	[略]	[略]	
施設の種別	定員																
[略]																	
医療型児童発達支援センター	[略]																
[略]																	
施設の種別	定員																
[略]																	
児童発達支援センター	[略]																
[略]																	
備考 改正部分は、下線の部分である。																	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。